平成２９年（フ）第４６４号
岡山県備前市香登本502番地
債務者　石田　芙未
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７８号
岡山市中区賞田98番地23
債務者　原　　博政
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３号
北海道旭川市忠和６条２丁目１番１号　コットンハウス13―201号室
債務者　木村　晴英
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７８号
静岡県榛原郡川根本町徳山867番地、旧住所静岡市葵区平和３丁目15番24―109号
債務者　小澤　俊介
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０５号
静岡市清水区下野緑町１番28号
債務者　森田真由美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１８号
静岡市葵区桜町１丁目９番２―710号
債務者　佐藤　　泰
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７９号
静岡市清水区船原２丁目17番地の１、旧住所静岡市清水区木の下町48番地　レオパレスＳＨＩＮⅡ101
債務者　片平　文保
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２４６号
静岡県伊東市宇佐美1255番地の４
破産者　有限会社熊谷建設
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
仙台市太白区萩ケ丘28番９号
破産者　萩恩院
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
静岡県沼津市本田町15番７号
破産者　株式会社マスダ技建
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第７８７号
東京都町田市成瀬が丘１丁目30番地２成瀬ステーションハイツⅡ203
破産者　小林　和浩
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
福井市御幸３丁目９番１号
破産者　株式会社オムキャスト
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
福井市御幸３丁目９―１　オムキャスト内、商業登記簿上の本店所在地福井市羽水２丁目101
破産者　アンジュール株式会社
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
島根県出雲市今市町北本町３丁目３番地の15
破産者　有限会社竹内塗装工業所
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第８５１号
東京都東村山市諏訪町２―26―１介護老人保健施設東京ばんなん白光園、住民票上の住所東京都東村山市野口町１丁目６番地９ハイホーム東村山弐番館208
破産者　草地　厚子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９７３号
東京都日野市日野台５丁目３番地の１メゾン・ド・ノア日野台125
破産者　中川　武憲
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１４号
金沢市神田２丁目４番18号
破産者　北陸葬祭協業組合
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
静岡県藤枝市時ヶ谷569番地の15
破産者　有限会社ア・コンスト・イトウ
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部